

厚生労働省発医政 0305 第 1 号

特定行為研修指定研修機関指定証

指定研修機関番号 2544006

指定研修機関名 大分県厚生連鶴見病院

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第五号に規定する下記の特定期行為区分に係る特定期行為研修を行う指定研修機関として令和7年3月5日付けで指定する。また、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定期行為及び同項第四号に規定する特定期行為研修に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第三十三号）別表第四備考第五号に係る下記の特定期領域別パッケージ研修の実施について同日付で認定する。

記

特定期行為区分（5区分）

- ・呼吸器（気道確保に係るもの）関連
- ・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
- ・動脈血液ガス分析関連
- ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- ・精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

特定期領域別パッケージ研修（1領域）

- ・救急領域

令和7年3月5日

厚生労働大臣

福田 資磨



特定行為研修制度を ご存じですか？

専門的な知識と技術が必要とされる特定行為（診療の補助）を、
研修を受けた看護師が医師の指示を受けて安全に行っています。



確かなスキルを患者さんにお届けします



病院や施設において、
専門的な知識と技術が
必要とされる21区分
38行為の特定行為研修を
行っています。



医師があらかじめ
看護師に指示を行います。

